

横浜市立山内小学校 いじめ防止基本方針

平成30年2月1日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にある通り「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

本校では「いじめはどの学級にも、どの子にも起こる可能性がある、もっとも身近で深刻な人権侵害案件である」との認識を基本に、いじめを未然に防ぎ、万一発生した場合には早急に対応し解決できるように保護者・地域・関係者との連携を図りながら指導に当たっていく。

そのために「いじめ防止基本方針」に基づき「山内小学校いじめ防止全体計画」を策定した。あらゆる教育活動を通じ「だれもが、安心して、豊かに生活できる学校」づくりに取り組んでいく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成

- ・「学校いじめ防止対策委員会」は管理職、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭で構成し、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」は常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめを認知した際は、直ちに開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し進捗の管理を行う。

③ 「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく「いじめ防止全体計画」の作成・実行・検証・修正
- ・「いじめ防止全体計画」に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・特に重大事態が生じたときは調査の中核になり、実態解明と解決に向けた対応を検討し実行する。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめ防止への取組

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえて、いじめの未然防止のために本校のテーマである「あったかハート」を大切に、心を通わせあえる学校づくりを目指していくことを基本とする。その上で、

- ・「児童いじめ防止委員会」の活動
- ・道徳教育の充実と規範意識の育成
- ・YPアセスメント、子どもの社会的スキル横浜プログラムの積極的活用
- ・「山内小スタンダード」に基づく一貫した児童指導

などを計画的に実施し、集団の一員としての自覚、自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくり、いじめを許さない児童の育成に取り組む。

② いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい場所、時間で行われることを認識し、その兆候を早い段階で認知することが重要である。そのために教職員は日頃から児童を丁寧に見守り、信頼関係の醸成に努めるとともに、早期発見のための定期的なアンケートや教育相談を行い、いじめの実態把握に努める。

③ いじめに対する措置

いじめの発見や訴えがあった場合は特定の教員で抱えることなく、「いじめ防止対策委員会」を招集し速やかに組織的な対応を行う。保護者との連携を図り、被害児童を徹底して守りながら、加害児童に対しては当該児童の成長を期して教育的配慮をはらいつつも、毅然とした態度で指導を行う。

④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

《いじめの解消の要件》

- ・ いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員等への研修

教職員の人権意識を高め、深い児童理解に基づく教育活動の実現と、いじめを許さない児童の育成のために計画的な職員研修を行う。研修計画は「いじめ防止対策委員会」で立案する。（詳細→山内小学校いじめ防止全体計画）

⑥ 地域・保護者との連携

「学校評価協議会」や「学家地連」「地域懇談会」等はいじめ問題や学校にかかわる諸課題等を地域・保護者と共有し、連携・協働していく。

⑦ 取組の年間計画（詳細は「山内小学校いじめ防止全体計画を参照」）

取り組み内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認 児童理解研修① 児童引継ぎ
5月	児童理解研修② 療育あおばコンサルテーション YPアセスメント実施→学級経営案への反映
6月	生活アンケート 教育相談① 児童いじめ防止委員会
7月	ブロック子ども会議 児童理解研修③ 職員研修①
8月	横浜子ども会議
9月	ミニ教育相談（休み明け面接）
10月	児童理解研修④
11月	児童いじめ防止委員会 職員研修② YPアセスメント実施 いじめアンケート
12月	人権週間の取り組み いじめ解決一斉キャンペーン
1月	ミニ教育相談（休み明け面接）
2月	児童いじめ防止委員会
3月	年度の振り返り（成果と課題の確認） 次年度の計画立案 引き継ぎ資料作成
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）

横浜プログラム・縦割り活動・あつたかハートデー

いじめ防止対策委員会・児童支援委員会

相談ボックス・スクールカウンセラーによる相談

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

② 重大事態の報告

本校で重大事態と思われる案件が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

いじめにあたり、いじめを見かけたり、いじめの情報を耳にしたら、悩むことなく学校に相談してください。

【山内小学校 911-0003】

学校以外にも相談窓口があります。

相談機関	電話番号
いじめ110番 (横浜市教育総合相談センター)	0120-671-388
一般教育相談 (横浜市教育総合相談センター)	045-671-3726
学校生活あんしんダイヤル	045-663-1370
横浜市青少年相談センター	045-260-6615

相談機関	電話番号
横浜いのちの電話	045-335-4343 (365日 24時間)
子どもの人権110番	0120-007-110
ユーステレフォンコーナー (神奈川県警察)	0120-45-7867
北部児童相談所 (青葉区にお住まいの方)	045-948-2441